

保護者の皆様

昭島市立富士見丘小学校  
校長 稲垣 達也

令和7年度 昭島市立学校における食物アレルギー対応について

立冬の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。本日、昭島市教育委員会から食物アレルギーに関する書類を2点配布しましたので、以下の通り御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 昭島市教育委員会からの配布書類（2点）

- (1) 「児童・生徒の食物アレルギーの状況把握について」(依頼) [PDF](#) (1～5年生) [PDF](#) (6年生)
- (2) 「児童・生徒の食物アレルギーに関する調査回答表」(提出) [PDF](#) (1～5年生) [PDF](#) (6年生)

→ 食物アレルギーの有無、学校生活における配慮の要否等の調査用紙です。  
食物アレルギーの有無にかかわらず、全員 11月21日(木)まで、担任に提出願います。

2 フローチャート



### 3 参考資料（昭島市教育委員会の資料より抜粋）

本校では、学校生活と関わりの深いアレルギー疾患について、「[アレルギー疾患対応マニュアル（昭島市教育委員会 H29. 4）](#)」に基づき、必要な手続きや手順等を遵守し、適切かつ慎重に対応しています。

#### ○「アレルギー疾患に関する調査回答表」について

学校から保護者へ「アレルギー疾患に関する調査回答表」を配布しますので、必ず御提出願います。調査回答表の裏面に記載している「特別な配慮」が必要な場合に基づき、「学校生活管理指導表」の用紙を配布しますので、御提出願います。「学校生活管理指導表」は、アレルギー疾患があるというだけでは提出の必要はなく、学校生活において「特別な配慮」を要する場合に提出が必要となります。

#### ○「学校生活管理指導表」について

「学校生活管理指導表」は、学校生活の中で「特別な配慮」が必要である場合に、保護者が学校に提出する医師の診断書のことです。学校がアレルギー疾患のある児童の症状等を把握し、学校における取組を決定するための根拠となります。

提出があった場合は、原則、学校給食課等とも連携して、保護者と面談を行い、学校内での情報共有を図り、対応方法等について共通理解を図っていきます（前年度までと変化がなく、同じ対応の場合、面談は不要です）。

なお、食物アレルギー以外についてもアレルギー疾患の一部と認識しており、アレルギー疾患全体の把握を目的として調査を依頼しておりますので、御協力をいただきますようお願いいたします。

#### ○「学校生活管理指導表」の作成について

作成には医療機関を受診、診断書料が発生し保護者の自己負担となります。診断書料の金額は医療機関により異なり、およそ1件2,500円～5,000円程度、医療機関によっては1枚ごとの金額ではなく、アレルギー1項目毎に費用が生じる場合もあります。就学援助の認定者であれば、年間一回を限度に、4,500円まで補助の対象となりますが、金額によっては助成額を超えて自己負担が生じる場合もあります。

また、学齢期のアレルギー疾患については成長とともに症状が変化していきますので、「学校生活管理指導表」の提出が必要な児童は、毎年提出することとなります。

#### ○「特別な配慮」が必要な場合とは

- 1 給食でアレルギー食品の除去等が必要な場合
- 2 体育などでの運動の制限がある場合
- 3 屋外での活動への制限がある場合
- 4 アナフィラキシー症状や発作を起こす可能性があり、常備薬やエピペンを携帯しているなど教員が知っておく必要がある場合
- 5 その他、学校への授業の参加等に制限がかかる可能性がある場合

#### ○「学校給食食物アレルギー対応給食の提供方法」の変更について

##### （1）変更後の提供開始日

令和6年度1学期の給食開始日から

##### （2）食物アレルギー対応給食の対象となる原因食品

卵、魚卵、乳・乳製品、えび、小麦の5品目

##### （3）提供の方法（提供内容の変更点）

R6～新たに追加

「原因食品の除去食」又は「代替食」を含む1食分の提供

現在、対象となる原因食品が含まれる料理1品に対し、除去食又は代替食を1品、提供しておりますが、原因食品が含まれる給食が提供される日には、上記2の5品目を使用しない別献立による小・中学校共通の食物アレルギー対応給食を提供いたします。

なお、5品目以外の原因食品への対応は、現状どおり保護者判断の上、除去となります。

##### 学校給食で使用しない食品

そば 落花生 くるみ かに  
あわび いくら 牛肉 まつたけ  
バナナ キウイフルーツ  
種実類（ごま、栗、カカオは除く）

#### ○食物アレルギー等により牛乳を飲用できない場合 要申請

「食物アレルギー等による学校給食費の減額等に関する要綱」に基づき、相当額の減額をいたします。